

北海学園大学

法学部報

[巻頭特集]

法学部 第11回 市民公開講座を終えて 1

[研究室訪問1]

現場から地方自治を考える 神原勝 3

[研究室訪問2]

ヨーロッパの小国で政治を考える 田口晃 4

[教室の窓から]

ケンブリッジでの留学を振り返る

～中村敏子先生に聞く～ 5

もっと知りたい「法職講座」 6

2006.1.20 No.14

Faculty of Law



法学部 第11回市民公開講座を 終えて

毎年恒例の市民公開講座。今年のテーマは「損害賠償・金銭給付をめぐる諸問題」。本号では、11月5日から12月3日まで、毎週土曜日の午前中に開催された市民公開講座を特集しました。各回のタイトルは次の通りでした。

- ◎第1回 夫婦・親子の争いと金銭の給付
- ◎第2回 国境を越えた損害賠償
- ◎第3回 損害賠償と保険の関わり
- ◎第4回 論評による名誉毀損
- ◎第5回 和解か、それとも訴訟か
～解決手続きの諸相～

まずは企画担当の小林資郎教授に今回の市民公開講座の目的を説明してもらいましょう。

小林 「お金」の問題はともすれば醜い争いになることが多いんですね。しかし、避けては通れない問題です。今回の公開講座は、第1・2・4回は、金銭の支払義務が発生する場合として、理解しやすいテーマ、国際化にとって興味あるテーマ、ちょっと難しいテーマを配置しました。相手に支払能力がない場合の自衛手段が第3回の保険制度です。第5回は、裁判所に行く前にもっと手軽な解決手段はないのかという視点からいくつかの手段を解説していただきました。



第1回

担当講師
法科大学院教授
久々湊 晴夫



研究テーマ
現代の家族と法、医療福祉と法

担当科目
親族法・相続法、現代家族法特論、医療と法

第2回

担当講師
法学部教授
織田 有基子



研究テーマ
国際的民事紛争処理と法
～抵触法理論の現代的展開～

担当科目
国際私法

●概要

夫婦間の争いでは、「離婚」が重要です。離婚の際には、「財産分与」や「慰謝料」が問題になります。中高年の離婚では、「退職金」や「年金」、「住宅」をどう分けるかがとくに問題になります。また、子どもがいる場合には、「養育費」が問題になりますが、「養育費」については、最近、家庭裁判所がつくった「算定表」が用いられるようになりました。夫婦の収入をもとに決まります。つぎに、親子間の争いでは、「認知」など、親子関係の存否が争われますが、これも、「養育費」や「相続権」など、「金銭の給付」が絡んでいます。

わが国では、このような、夫婦・親子間の争いは、ほとんどが当事者の「協議」によって解決されており、裁判所で解決するのは、全体の1割にもなりません。「当事者の自主的な解決」や「自己決定権の尊重」といえば、美しいのですが、それで、女性やこどもたちの権利が護られているかとなると疑問です。

つまり、家族法でも、「自己責任」と「社会的責任」の調整が重要な課題というわけです。

●概要

地球上にひしめき合う多くの国々——その法制度の中身は実にさまざまです。損害賠償についての考え方も国ごとに大きく異なります。たとえば、日本においては、何らかの違法行為により生じた損害を埋め合わせて元の状態にすること（填補賠償）が、損害賠償の原則であると考えられています。しかし、国によっては、填補賠償に加え、加害者の行為の悪性が特に強い場合、加害者に対する制裁や社会一般における違法行為の抑止を目的とした懲罰的な損害賠償を認める所もあります。この制度は填補賠償原則を採用する日本の公序に反するとの理由から、現在の日本の裁判所は、懲罰的損害賠償を命ずる外国判決を承認しません。これは、損害賠償に関する各国の考え方の隔たりの大きさを示す好例と言えるでしょう。

また、日本で事故に遭った外国人に関する損害賠償額の算定につき、最近の日本の判例は、外国人特有の諸事情をより丁寧に考慮する傾向にあります。それは同時に、損害賠償本来の意味・目的をより明確にかつより深く考える上で、興味深いヒントを我々に投げかけているように思われます。

第3回

担当講師
法学部教授
新山 一範



研究テーマ
保険契約法
担当科目
商法

第4回

担当講師
法科大学院教授
神田 孝夫



研究テーマ
不法行為
担当科目
不法行為法、契約法、
民事法演習Ⅱ、民事法演習Ⅲ

第5回

担当講師
法学部教授
池田 栄男



研究テーマ
民事手続法
担当科目
民事訴訟法

●概要

損害賠償制度と私保険制度とが交錯する問題についてお話ししました。

保険が損害賠償と関わる場合として、加害者側に掛けられている保険の場合と被害者側に掛けられている保険の場合とがありますが、時間の関係から、後者の問題の一つに内容を限定しました。具体的には、事故の被害者が生命保険金や火災保険金などの保険金を受領しているときに、被害者は、加害者に対して、受領した保険金相当額を控除した額の損害賠償を請求しうるにすぎないのか、それともこれを控除することなく損害賠償を請求しうるのかという問題、つまり損益相殺や保険者の代位に関する問題です。

この問題に関する最高裁判決（生命保険金、火災保険金、傷害保険金、所得補償保険金および搭乗者傷害保険金に関する5件の判決）を紹介しながら、若干の問題点を解説しました。織田教授が担当された本講座第2回において損害賠償額の算定についての話があり、好都合にもその続きをあたる話をすることになりました。

今回の公開講座には、毎回50名ほどの参加者がいらっしゃいました。

参加者の皆様にお願いした講座に関するアンケート調査から。

今回の公開講座全体に対する評価は概ね良好でした。

回答者の中では60代以上の方が多い、「もっと学生も参加した方が良いと思う」との指摘もありました。「訴訟社会化」「事前規制から事後統制へ」という現象が指摘され、今後、法律学の役割が増大するとの予測が示されていました。11月から12月にかけて、法学部以外でも公開講座が開催されるため、複数の講座に参加できないとのご指摘がありました。もっと詳しく、回数を増やし時間を長くして欲しいという要望が多く、参加者の旺盛な学習意欲を感じました。「説明が難しくて理解にくかった」との意見が特定の先生に寄せられました。改善が必要かもしれません。（文責：大西）

●概要

「論評による名誉毀損」というテーマをとり上げました。

ある事実につき論評を加えた結果として、あるいはより積極的に、ある事実の存在を前提ないし基礎に関係者の能力や性向に論評を加えたため、当人の名誉を毀損することがあります。事実をなんら基礎とせず、直接的に他人の能力や性向につき論評を加える場合も考えられます。こうした場合における論評者の民事上の責任（不法行為責任）がどうなるかが、ここでの問題です。

単にある事実が存在したという言明がもたらす名誉毀損の場合とはやや異なる問題があります。それと対比しながら、この場合をめぐる從来の裁判所の態度や研究者の見解を整理したうえ、どのような問題が残されているのかを考察しました。世間で話題をよんだ事件の判決例もいくつか登場したせいか、みなさん興味をもって熱心に聴講して下さったようです。

●概要

本講座のシリーズ最終回です。わが国の賠償責任を追及する手続を見ることにしました。

賠償金の支払時期や金額などを相手方と話し合い、互譲して合意に到達するという「和解」が調わない場合に、法の厳格な適用を求めて裁判所で判決により決着するのが「訴訟」です。しかし、同じく第三者の力を借りる、判決によらない「裁判外紛争処理（ADR）」と呼ばれる手続群があります。裁判所で実施する裁判上の和解、民事・家事の調停。行政機関では、労働委員会、建設工事紛争審査会、消費生活センター。民間では、交通事故紛争処理センター、弁護士会の仲裁センター等々がこれです。

ADRは訴訟に比べて、当事者本人の自主性を反映し、実体法に捉われず事案に即した解決ができ、非公開で個人・企業の秘密保護に優れ、柔軟で機動性に富み、簡易・迅速・低廉なため、気軽に利用できます。昨年、この手続の利用促進を図る法律が制定され、訴訟と同様この利用に時効中断の効力を認め、これを業とする機関を法務大臣が認証するなどの司法制度改革が進められています。

最後に、ふたたび小林教授にご登場いただき、総括をお願いしましょう。

小林 この講座の開催期間中に、耐震強度偽装問題が発覚しました。設計者、施工者、販売会社の責任は当然としても、彼らに損害賠償の支払能力がないという事態が明らかとなり、被害にあられた方々の心痛は察するに余りあります。公的支援策が考慮されていることですが、やはり、損害賠償と保険の問題は切っても切り離せないものであることを痛感させられました。

（構成：大西）

現場から 地方自治を考える

私の専攻する「地方自治論」は、自治体のあり方を総合的に研究する歴史の浅い学問領域です。歴史が浅いということは、国と自治体の関係を「上下・主従」とみなす中央集権が戦後も続き、そこではいろいろな面で「国家」中心の価値体系が築かれ、それに付随して学問領域でも地方自治に対する正当な価値評価がなされなかつたことと関係しています。国と自治体の関係は今までこそ「対等・協力」に変わりましたが、地方自治の重要性が認識され始めたのは40年ほど前にすぎないのです。

自治体学と私の研究課題

この時期は高度経済成長の時代です。急激な都市型社会への移行のなかで、市民運動が全国に簇生し、その衝撃を受けて自治体は主体的に政策を構想・展開する「政府」として自立し始めたのです。自治体の力量が増し、自治体の意義が発見され、それまでは公法学、政治学、行政学、財政学などの片隅に置かれていた自治研究は、総合性をもった「自治体学」として自立するようになりました。1986年に自治体学会が創設されて以降、地方自治関係の学会が全国と地方に無数に設立されています。

これらの学会は多くの場合、研究者、職員、市民、首長、議員、ジャーナリストなど多彩な会員で構成されています。こうして①諸学の成果も活用した地方政府としての自治体の自立、②その地方政府を活用した市民自治の成熟、③市民自治を基本にした日本社会の再構築という3つの課題の追究が、自治研究の大きな流れになりました。そうした変化のなか私は、時には状況の観察者として、時には改革の設計者として、また時には運動の推進者として、地方自治に多面的にかかわってきました。

①から③は今後も変わらぬ私の研究目標ですが、現在とくに力を入れているのは自治体の憲法といわれる「自治基本条例」の研究です。自治体がこれまでの自己改革によって開発してきた諸制度（参加・公開・計画・評価など多様）を体系化し、それを自治体の最高規範として条例化する研究です。自治基本条例は、分権時代になって自律的な自治体運営の責任が問われるなかで、そ

の必要性が強調されるようになりました。私自身も「札幌市自治基本条例案」（神原私案）を作成しています。

もう一つは「連合自治」の研究です。個々の市町村が行なう「基礎自治」に加えて、複数の自治体が協力して仕事をする「連合自治」を定着させたいと考えています。自治体経営を合理化するため市町村合併が行われていますが、北海道の市町村は、大きな面積と少ない人口のために、合併による行財政の効率化が期待できません。地域の一体感がないところで無理に合併すると人々の地域に対するアイデンティティや自治を壊します。そこで連合自治を構築して基礎自治を補完しようと考えるわけです。

先駆自治体を見極める

上の2つの研究は北海道の自治の現場に触発されたものです。自治基本条例の制定はいまや全国化してきましたが、最初に制定したのはニセコ町であり、連合自治の追求も北海道の市町村がもっとも先端的に取り組んでいます。「先駆自治体」という言葉があります。斬新で普遍的な意義をもつ政策や制度を開発する少数の自治体を指します。こうした先駆自治体が自治の歴史のなかで次々に登場し、その政策や制度が他の自治体にひろく波及して、全体としての自治体の力量が培われてきました。

先駆自治体の牽引力。ここに地方自治発展の秘密があります。したがって、地方自治の研究には「何が先駆的か」の見極めが欠かせません。この目線で観察すれば、先の自治基本条例や連合自治の試みもそうですが、様々な産業、環境、福祉などのまちづくり政策面でも、北海道にたくさんの先駆自治体を発見することができます。私は、こうした先駆自治体の嘗みに学ぶとともに、それらについて自治体の首長や職員のみなさんと積極的に自治情報誌で討論を行って情報化することに力を入れています。

地域の優れた嘗みに触れるのは実際に楽しく、これが私にとっての研究の最大の魅力です。現場なくして研究なし。大好きな北海道が自分の研究室だと感じています。

（法学部教授：担当は地方自治論）



神原 勝

ヨーロッパの小国で 政治を考える

ヨーロッパ小国の研究

4月から比較政治学担当で赴任しました。私の学生生活は最初経済学部に入学して始まったのですが、民主主義というものについて知りたくなり、それに人間を一番広く深く知る学問は政治学だと信じるようになり、法学部に学士入学して政治学を学びました。民主主義を知るために小国の方が適している、多数決を原理とする英米型とは異なる民主主義も円滑に動いている、ということで大学院では中部ヨーロッパ小国（オランダ、スイス、オーストリア、そして最近はベルギー）の研究に手をつけ、今も続けています。社会生活が複数の部分社会に分裂して営まれており、それを政治が架橋する恰好になっているところにこの4国の特色があります。比較政治学ではこれを「多極共存型民主政」と名付けてきました。最近は、19世紀後半以来作られてきた各国の小社会が緩みつつあり、政治の世界もそれぞれに変化を見せてています。05年夏休みに、頼まれてスイスの政治変動に付いてまとめてみましたが、オランダ、ベルギーに関しても改めて取り組んでみたいと思っています。取り分け、ベルギーに関しては、フランデレン、ワロン、ブリュッセルという三つの地域への分権と、フランデル語、ワロン語、ドイツ語という三言語共同体への「文化自治」分権という二重の連邦制を20世紀末から採用するようになっており、その研究は地方自治の比較研究という、私が法学部の大学院で与えられた研究・教育課題にぴったりだと思いますが、どうでしょうか。「多極共存型民主政」と言い、「二次元連邦制」と言い、いずれも広い意味では多文化共存のための政治的工夫です。私自身、異質のものの共存に关心を持って来たようです。

また、オランダに関しては、狭い意味での政治の世界からはみ出す社会生活の様々と、政治との関係に、最近は興味を持っています。ワーク・シェアリングや安樂死とソフト・ドラッグとの合法化などに注目が集まっているオランダですが、その背後に多様なマイノリティーが闊達に活動できる「寛容社会」（これは保守派から見れば「無規律社会」でもあるわけです）が広がっています。勿論部分的な反動現象は避け難いでしようが、

永い目で見れば、そこにこれからの政治社会の一つのモデルが見出せるのではないかでしょう。NPOの比率が世界で最も高いオランダは新しい「市民社会」（サッカー好きなオランダ人は、これをミッド・フィールドと呼んでいます）論を考える場合にも示唆に富んでいます。

ウィーンはおもしろい

ところで、1981年から83年にかけて、オーストリアのウィーンに住んだのを切っ掛けに、小国よりも更に小さい政治の単位である都市にも興味を持つようになりました。そこで96年に放送大学の仕事を引き受けた際に、『西欧都市の政治史』という一風変わったテキストを作りました。ウィーンを縦軸つまり通史で論じ、各時代毎に代表的な都市を取り上げ、概観したものです。出来は今一つでしたが、書いた本人は、お陰で視野と関心が随分広がりました。

小さい単位を選んだのは、御多分にもれず、この間政治学でも縦割り・細分化が異常に進んだという印象が強く、それに対する処方の一つとして、小さい単位で様々な分野を横断的に研究したいと考えたからです。そこで、ウィーンという都市について政治を中心に、しかしそれ以外の経済や文化、芸術、学問にも手を広げた、欲張った研究を続けています。一部は「赤いウィーンと精神分析」という論文にまとめました。戦間期ウィーンで社会民主党市政が行った様々な改革の内、教育改革とアルフレート・アードラーという心理学者の関係を中心に論じたもので、ウィーンの子供向けの人形劇に出てくるカシュバールという案内役に当たる仕事をフロイトに勤めてもらっているところがミソと言えるでしょうか。ウィーン市政史としては実はその前に「ヒトラーのウィーン」という題で世紀転換期に活躍したカール・ルエーガー市長を取り扱った論文があります。しかし、こちらは未完のままです。ルエーガーのキリスト教社会主義を理解するためにカトリックと政治の関係を調べようと思い立ったまでは勇ましかったのですが、これが八幡の轟知らず、まだ出口が見つかっていません。

（法学部教授：担当は比較政治学）



田口 晃

ケンブリッジでの留学を振り返る ～中村敏子先生に聞く～

今年3月から9月初旬までイギリスのケンブリッジで在外研修をされた中村敏子先生にお話をうかがいました。

テロと遭遇して

前田 ご無事でお帰り何よりです。ロンドンでの同時多発テロが起きたときは、一瞬、ケンブリッジがどこにあるのかも考えずに、あわてて電子メールを打ってご無事を確認しました次第です。でも、実は同日にロンドンに出かけるつもりだったのを、天気が悪そうだったので予定を早めたとか。危ないところでしたね。

中村 そうですね。テロの犯人の利用した駅が、ケンブリッジから電車が到着するキングスクロスだったので、とてもびっくりしました。その2日前にロンドンへ、

第2次大戦当時の日常生活を再現する催し物を見にいって、戦争に対する考え方方が、日本とまったく違うのではないかという感じを持ったのですが、テロ後のイギリス人の反応も、ともかく日常生活をいつもと変わらず送るべきだという冷静なものだったので、テロでもこの国を負かすのは難しいだろうなと感じました。

研修の目的と実際—福沢諭吉研究とその発展

前田 ところで、イギリスでの研修の目的をお尋ねしたいのですが、どのような研究をなさってきたのか、お聞かせください。

中村 今回の研修の目的は、1990年から持続して日英の比較研究を共同でしているケンブリッジ大学のマクファーレン教授と、私の専門である福沢諭吉の評伝を英語で執筆し、西洋世界に福沢を紹介しようというのが目的でした。



前田 成果はいかがでしたか？

中村 ところが、彼が出版社の方から、同じような本が既に出版されているということを知らされたので、急遽目的を変更し、せっかくだからもっと対象を広げて、これまでやってきた共同の作業を元に、日本社会をイギリスとの比較で分析した本を書いてみようということになりました。

前田 当初の予定よりも拡大したご研究を進めることになったのですね。

中村 マクファーレン教授は日本語ができません。通常ある国を対象として分析を行うのであれば、その国の言語を習得するのは常識なのですが、今回の共同研究では、それがかえって幸いしたといえると思います。翻訳という作業には、必ず文化の違いで、ある言葉の意味するものがずれてしまうという問題が生じます。自分の文化の文脈の中で理解してしまうということです。ところが今回は、彼が日本語を知らないために、ひとつひとつの言葉を相互に確認するという形で検討をすすめました。例えば、「祈る」というとき、イギリス人は、何をどのように祈るのか、日本人はどうかというように、相互に説明しあうのです。彼は文化人類学の枠組みを使ってそれを分析し、毎週彼が書いた原稿を元に、一日がかりで集中討議をということを繰り返しました。こうすることで、イギリスのこと、そして、それと比較して、日本の特徴も、ずいぶんはっきりしてきました。扱う対象が大きくなつたので、私の滞在中に結論まで行かず、これからも何回か往復して検討することで、日本とイギリスを比較した本を、英語と日本語で出すことになっています。

イギリスの変貌—社会と政治

前田 では、これからまたイギリスに何度か行かれることになるのですね。ところで、先生は以前にもイギリス滞在のご経験があるとのことですが、最近のイギリスの様子はどうでしたか？

中村 一言で言うと、イギリスのよさがなくなってしまったというような気がします。

以前のイギリスは、階級社会が依然として存在しており、勿論、話す言葉や教育、仕事や住むところ、そして生活様式まではっきりと分かれていました。それはそれで問題なのですが、人々はそれぞれの階級であることに一種の誇りを持っており、またイギリスのやり方が一番いいと思っているところがあって、我々から見ると、効率は悪い、サービスはなっていないような社会でしたが、ある意味尊敬に値すると思われるようなところがありました。ところが、ブレア政権になってから、全ての点において、アメリカ型の考え方方が導入されたようで、どちらかといえば、良い点は消えてしまった上に、それに代わるものができるないで混乱しているように見えます。

前田 ブレア政権のどのような点が原因と言えるのでしょうか。

中村 彼は、平等化を推し進めるということを行ってきたといえるのですが、それが、非常に強権的な政治によっておこなわれたという点です。私の滞在中に総選挙があったので、彼をめぐる争点がよく分かったのですが、一番問題だと感じたのは、イギリスの伝統である「法の支配」が崩されていくのではないかという、法律家の危惧です。現にテロリストの疑いがある人を令状なしに拘束できるという法を作っています。自由主義というイギリスの伝統に対する危機感は、知識人の間にも強く、大学関係者と話をしても、かなり深刻な問題だと考えている人が多くいました。たしかに、20数年前には、建物の入り口のドアの前の警備の警官と、並んで写真を取れるほど近くまで行けたダウニング街10番地（首相官邸）



も国会も、警備の柵に囲まれていますし、国会の回りでのデモは禁止されたということです。このような状況も、イギリスの良さが失われたと感じる理由になっています。

イギリスでの生活

前田 では最後に、イギリスでのご生活の様子を教えてください。

中村 ケンブリッジは小さな町で、中心には大学しかないので、家を探すのに大変苦労し、結局、大学から自転車で25分くらいのところに住むことになりました。大学の講義やゼミも、いろいろなカレッジや学部で開かれるため、自転車で移動します。そのような生活でしたし、自分の研究だけをすればいいというストレスのない生活をしていましたので、たいへん健康的で、快調にすごしていました。おかげで体重が1割減って、以前のベスト体重に戻りました。

夏は季節がいいので、さまざまなイベントが開かれます。野外での演劇や、コンサート、花火大会などです。特に私は喜劇が好きで、時々見に出かけました。素人が趣味でそのような催しに参加し、見るほうもそれを気軽に楽しむというのがイギリス流の生活の楽しみ方だと思います。

前田 札幌にいるよりも、心身ともに大変良い状態だったのですね。うらやましい。お食事はどうでしたか？

中村 お料理に関しては、「イギリスはおいしい」という本がありますが、何度も行つても、やっぱり「イギリスはまずい」といいたくなってしまいます。最近は、EUの影響で、色々な料理の影響があり、レストランも結構おいしくなっていますが、やっぱり大陸に行くと、かなり違うと思ってしまいます。それでも、イギリスでみんなが気軽にビールを飲む場所として有名な「パブ」は、お料理も提供しており、結構おいしいものが、

手頃な値段で出てきます。もしイギリスで食事に困ったら、パブに挑戦してみてください。結構いけます。

前田 イギリスに行ったときには参考にさせていただきます。後期は講義でお忙しいですが、イギリスでの体調良好を維持しつつ研究と教育に励まれてください。どうもありがとうございました。

(中村敏子：法学部教授：担当は政治思想史など)
(前田輪音：法学部助教授：担当は教育課程論など)

◎ケンブリッジを管轄するイーリーの大聖堂



もっと知りたい 「法職講座」

弁護士や司法書士などの法曹をも視野に入れ、気概をもって勉学に勤しんで欲しい——法職講座は、法学部に入学した諸君の意欲に応えるとともに、そんな思いを託されて、平成11年の秋にスタートしました。法職講座の歩みと現状をここに紹介して、これを利用しようとする諸君の参考に供しようと思います。

土曜の午後と、春・夏休みにおこなう「課外講座」

7年前、この発足当初に開設された科目は、民法、刑法、そして後に司法書士試験科目に加わることとなる憲法の計3科目のみでした。これらは、旧司法試験科目の「基本3法」とも呼ばれます。講座では、法学部の教員が講師となり、過去に両試験で出題された基本3法の試験問題について解説を施します。本講座のねらいは、学力養成というより、じつは受講者がこれら資格試験のために、独自で学習の指標を得てもらうことにあります。学習すべき範囲、回答への考察過程、教科書や六法の利用の仕方などを説いて、本格的な受験学習をするための入口まで導くという、入門講座にすぎません。受講料はなく、期末に行われる模擬試験も一切無償です。学生にとっても講師陣にとっても正課外の講座として土曜日の5講目と、春夏の休暇期間を中心に実施されています。

司法書士試験科目の講師陣にOB・合格者

年を追うごとに、真剣に司法書士をめざす受講者の割合が、高まりつつあります。これに応えて、平成13年の講座から、司法書士試験で未開設の科目が加わりました。商法と、不動産、商業の両登記関係科目などです。ところが、登記関係科目などは、技術的で専門性が高い科目ですので、講師には、現役の司法書士の方々と、近年の試験合格者にも協力を頂くこととなりました。この講師陣は、全員が本法学部のOBです。皆さん受験と実務の経験を備えた適任者であり、しかもOBの指導を仰げるということで、受講生からは、司法書士がいっそう身近な法職として受け止められているようです。

平成15年から、司法書士試験の科目に憲法も加わりました。こうして、法職講座では、科目数と時間数において、司法書士試験の方が司法試験科目を大きく上回っています。

受講者の状況と講座の展望

受講する科目を全科目にするか、特定の希望科目に絞るか、模擬試験のみを選択するなどは、各自が能力に合わせ事情に応じて申請できます。受講資格は、学部やI・II部を問わず、全学に広く開放されています。受講申込者が約120名を記録した本年度ですが、その半数は2年次生です。基本3法の受講者中に、学部の正課授業を補完することを目的とする学生が見受けられます。そのような、資格試験を目標としない受講生の多くは、受講してカリキュラムを貫徹する持久力に乏しい傾向があります。他方、この入門講座から市中の専門予備校へと、受講を切り替える者も少なくないようです。

この法職講座が成果を得る上で、法職の適性を具えた学生の存在は欠かせません。この点で、学習の地道な積み重ねと集中力が求められる各種公務員試

験において、全国的にも著しい成果を挙げている学生諸君が、その素地を法職へ向ける余地は小さくないと、期待をするものです。

周知のとおり、今年初めて現行司法試験と並行実施される新司法試験は、法科大学院を経なければ受験できなくなります。昨年、本学でも法科大学院が開設され、この入学志願者には、既修者コースでは民事・刑事・公の3法について既修者認定試験が課され、未修者コースでは、大学入試センターまたは日弁連などが実施する適正試験を受けて相当の成績を上げることが求められています。この新司法試験制度のもとで、本法職講座が学生のために何を提供できるかは、大きな課題です。さらに、本講座の運営財源の大半は、本法学部OBの「ゆうほう会」による学術支援金が充てられています。大学による資金の拡充、及び、より確固たる運営に向けて、検討を要します。

司法試験、司法書士試験の今年度合格者の受講歴

本法学部出身の司法試験合格者は、昭和52年と同54年にありましたが、昨年、じつに四半世紀ぶりに3人目の合格者がいました。現在北大大学院の法学研究科に在学中で、同氏は北海高校から本学に入学し、4年次には法職講座で憲法と民法を受講しました。

他方、本学が輩出した司法書士は相当数に及びますが、その総数は、毎年度の合格者数とともに、定かではありません。たまたま昨年は、法学部OB4名と、法学部4年次学生1名の合格が確認されました。この現役合格者の場合も、本講座を利用しながら独学で目標を達成したものです。

今年の法職講座では、これら合格者からお話を伺う機会を予定しています。なお、4月下旬にスタートする法職講座の日程・要領は、法学部掲示板で連絡します。

(文責 池田栄男：法学部教授)

「法」のつく 二つの大学院 —似て非なるもの

現代社会が複雑化するに伴い、そこで発生する問題解決にはますます専門的な知識と視点が必要とされ、大学院の果たすべき役割も一層大きくなっています。本学には法科大学院と法学研究科という二つの法学系大学院があります。それぞれ目的は異なりますが、社会的要請に応える人材育成のため努力しています。二つの大学院：法科大学院と法学研究科について説明します。

1 地域の弁護士養成を目指す法科大学院

法科大学院は法曹を養成する専門職大学院で、修了すると司法試験の受験資格を得ることができます。法科大学院については、『法学部報』11号から13号でお知らせしたように、本学では「北海道地方をはじめ地域で活躍する弁護士（注）を養成すること」を基本目標に地域に貢献する法科大学院を目指しています。法科大学院の修業年限は標準履修課程は3年間で、長期履修課程（夜のみで修了可能）は4年間です。なお、既修者認定試験を合格して入学すると既修者となり、1年次の28単位が認められ、それぞれの課程で、1年間短縮されます。

時間割は有職者に考慮して昼間の授業に加え時間帯が遅い6・7講目にも開講されています。担当教員は、専任教員14名、うち実務家教員は4名です。裁判官、公証人、検事、弁護士の職を長く務めた実力者ぞろいです。充実した教授陣が徹底した少数精鋭教育を行っています。

2005年度から静岡大学と新潟大学の法科大学院と協力し、三大学院共同教育支援プログラムとして、「国際化」にともなう教育プロジェクトを開始しました。このプロジェクトでは、国際化に伴い発生する諸問題に対応できる法的見識とスキル、国際的視野を養う法曹教育のあり方を検討しています。その成果を教材の研究・開発に生かして授業で実践していく予定です。

法科大学院の入試日程はA・B日程で2回行われます。

A日程は10月29日と30日（既修者認定試験）にすでに実施されました。今年は志願者が倍増し、70名が受験しました。

2 学術研究を目指す法学研究科

法学研究科では、法律学及び政治学についてより高度な研究を進めようとする人々に充実した研究の機会を提供することを目指しています。更に本研究科は法学系大学院としては我国で初めて社会人のための夜間履修の道を開いたという歴史をもっています。この制度は、実務経験を積む過程で法律や政治・行政に関連した問題に特別の関心や意識を持つようになった社会人に大学院での学習を可能としたものであります。そのため修士課程のみならず博士課程でも昼夜共通の時間割り編成により、職業に従事しながら大学院に属し、学位を取得できる体制をとっています。

修士課程では研究テーマを決め、指導教授のもとで法律学又は政治学の講義・演習を履修し論文作成のために個別指導を受けます。大学院での勉学は、最終的に修士論文の作成に集約されます。修士論文の作成には多くの時間と労力が必要ですが、各人の創造力・分析力を發揮するよい機会もあります。厳しい審査をパスすれば、法律学修士号、政治学修士号が得られます。修士論文は「法学研究科論集」に掲載される機会があります。現代社会への強い関心と研究への意欲がある方は挑戦してみては如何でしょう。

修士課程に引き続き博士課程では、大学や研究所における研究者の育成の他に、社会の各分野において活躍できる高度の専門的な能力と豊かな学識を有する人材の養成を目指しています。博士課程では、大学院生にとって論文作成のための自主的な研究活動が何よりも重視されるとともに、少なくとも三年間は指導教授から定期的に論文指導を受けることが必要となります。そして論文を完成させ、所定の試験に合格しますと「法学博士」の称号が授与されます。すでに、平成4年設置以来、6名の先輩が「法学博士」の学位を取得しています。

〔単位互換制度〕

大学院生は、研究を多角的に行う必要がある場合には、学内で自分の専攻分野外の法律学専攻、政治学専攻に配置される科目群を履修することができます。また、学外では単位互換協定大学（北海道大学大学院法学研究科など）での履修の機会が与えられています。

（注）平成17年度 司法試験で本学部関係者2名が合格しました。
一人は4月より法科大学院在学中に合格しました。
もう一人は法学部卒業生です。

〔参考資料〕 法学部ホームページ
<http://www.hokkai-s-u.ac.jp/gakubu/graduate/hougaku/index.html>

（文責：上野）

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程

募集人員：法律学専攻 7名／政治学専攻 5名

〔Ⅱ期〕（一般・社会人特例選抜入試）

法律学専攻・政治学専攻

出願期間：2006年1月10日（火）～16日（月）

試験日：2006年1月31日（火）

●博士（後期）課程

募集人員：法律学専攻 2名／政治学専攻 2名

（一般・社会人特例選抜入試）

法律学専攻・政治学専攻

出願期間：2006年1月26日（木）～31日（火）

試験日：2006年2月16日（木）

法科大学院（法務研究科） 入学試験

募集人員：10名程度

●B日程

出願期間：2006年2月1日（水）～15日（水）

試験日：

既修者・未修者共通試験 2006年2月25日（土）

既修者認定試験 2006年2月26日（日）

受験地：札幌・東京

※法科大学院について、詳しくは下記のHPをご参照ください。

<http://www.hokkai-s-u.ac.jp/gakubu/houka/index.html>

2006年度 法学部各種入試一覧（後期）

社会人特別入学試験

●Ⅱ期（面接・小論文）

募集人員：2部法学部 面接 20名

小論文 15名

出願期間：2006年2月21日（火）～28日（火）

試験日：2006年3月4日（土）

*法学部1年次入学試験は、学部単位の募集になります。学科（法律・政治）は1年次末に決定します。

法学部編入学 (3年次編入) 試験

募集人員：1部法律学科・政治学科とも若干名

2部法律学科・政治学科とも若干名

●Ⅱ期（一般）

出願期間：2006年1月23日（月）～2月3日（金）

試験日：2006年3月4日（土）

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先] 北海学園大学法学部事務室

TEL:011-841-1161 (2223・2226) FAX:011-824-7729

北海学園大学法学部報 第14号

[2006年1月20日発行]

2005年度学部報委員：上野之江・大西有二・前田輪音

発行：北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL:011-841-1161(代) FAX:011-824-7729

印刷：中西印刷

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1-34

TEL:011-781-7501 FAX:011-781-7516

デザイン：畠山尚デザイン制作室

写真撮影：泉澤宏昭(ヒロフォト・アド)